

(平成25年5月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA有限会社における資格喪失日に係る記録を平成15年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14年10月及び同年11月は16万円、同年12月は17万円、15年1月は14万2,000円、同年2月は15万円、同年3月は16万円、同年4月は15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年5月1日まで

私は、申立期間もA有限会社に継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社の賃金台帳、同社の代表者の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に平成15年4月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成14年10月及び同年11

月は16万円、同年12月は17万円、15年1月は14万2,000円、同年2月は15万円、同年3月は16万円、同年4月は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時、法定福利に関する事務を委託していた労働保険事務組合が申立人の資格喪失の手続を行った際、退職年月日を誤ったと思われる旨回答していることから、事業主が申立人の資格喪失日を平成14年10月1日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年10月から15年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年3月21日まで

私の夫は、A株式会社に入社後、継続して勤務していたので、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間に空白があることはおかしい。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された回答書、雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にA株式会社本社から同社B工場に異動したと述べている上記元同僚は、同社の労働者名簿において、同社B工場への転勤発令日が昭和39年2月21日であることが確認できること、及び同社から提出された同社本社における同年2月21日付けの「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄には、申立人が同社B工場へ転勤した旨の記載が確認できることから、同年2月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場

における昭和39年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社から提出された同社B工場における「厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」により、申立人の資格取得日を昭和39年3月21日として届け出たことが確認できるとともに、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対し誤って行ったことを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5096

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における標準賞与額に係る記録を平成17年12月10日は5万円、21年12月11日は5万8,000円、22年8月3日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月10日
② 平成21年12月11日
③ 平成22年8月3日

私がA株式会社に勤務した期間において支給された平成17年冬季賞与、21年冬季賞与及び22年夏季賞与から厚生年金保険料が控除されているが、私の年金記録には標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成17年12月に係る賞与明細書及びA株式会社から提出された回答書並びに21年12月及び22年8月に係る賞与明細書(副)により、申立人は、17年12月10日に5万円、21年12月11日に5万8,000円、22年8月3日に5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年4月21日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支店における資格取得日に係る記録を同年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和34年12月1日から35年2月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和35年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月21日から同年5月1日まで
② 昭和34年12月1日から35年2月1日まで

私の夫がA株式会社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①は同社D支店から同社C支店に異動、申立期間②は同社C支店から同社E支店に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、申立期間①及び②の被保険者記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(同社D支店から同社C支店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社D支店から同社C支店に異動している同僚の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、昭和 29 年 4 月 21 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和 29 年 5 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人はA株式会社に継続して勤務し（同社C支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社E支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和 35 年 2 月 1 日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支店における昭和 34 年 11 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年4月30日は81万8,000円、16年4月30日は66万4,000円、17年4月30日は41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成16年4月30日
③ 平成17年4月30日

私がA株式会社(現在は、B株式会社)に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書にあるように厚生年金保険料は控除されているので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した特別賞与明細書により、申立人は、申立期間にA株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において確認できる賞与額から、申立期間①は81万8,000円、申立期間②は66万4,000円とし、申立期間③に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年4月30日及び16年4月30日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年4月30日は7万3,000円、16年4月30日は16万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成16年4月30日
③ 平成17年4月30日

私がA株式会社（現在は、B株式会社）に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与は支給されていたと思うので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A株式会社が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、申立人が提出した預金取引明細表及び元同僚の特別賞与明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、預金取引明細表及び特別賞与明細書から、申立期間①は7万3,000円、申立期間②は16万7,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間①及び②当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③について、申立人が提出した預金取引明細表には、A株式会社から当該期間の賞与が振り込まれた記録は確認できない。

また、事業主は、「申立人には、平成17年4月の賞与は支給していない。」と回答している上、同年4月30日に支給された賞与に係る健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届において申立人の被保険者整理番号及び氏名は確認できない。

このほか、申立期間③において申立人が支給されたと主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5100

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和42年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月17日から同年10月16日まで

私は、昭和37年3月にA株式会社に入社し、42年10月16日に同社の関連会社であるC株式会社に転籍するまで継続して勤務していたので、同年9月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された人事記録及び同社からの回答書から判断すると、申立人は、申立期間にA株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和42年10月16日にA株式会社からC株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和42年8月の標準報酬月額が3万6,000円であることから、同額とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、申立人の雇用保険の離職日は昭和42年9月16日と記録され、厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）と符合しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が資格喪失に係る日を同様に誤ることは考え難いことから、事業主

は同年9月17日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月15日は3万円、同年12月15日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日

私がA株式会社に勤務していた期間のうち、平成15年7月及び同年12月に支給された標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てしているところ、申立人から提出された預金通帳の写し、申立人の平成16年度(15年分)の市県民税課税台帳及び元同僚の賞与明細書により、申立人は、申立期間にA株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記預金通帳の写し、課税台帳及び元同僚の賞与明細書から判断して、申立期間①は3万円、申立期間②は40万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年8月5日は35万円、同年12月10日は26万円、19年8月4日は59万7,000円、21年8月8日は41万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日
② 平成17年12月10日
③ 平成19年8月4日
④ 平成21年8月8日

私が平成13年からA株式会社に勤務した期間に支払われた賞与のうち、17年8月5日、同年12月10日、19年8月4日及び21年8月8日の標準賞与額は将来の年金支給には反映されない状態なので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書により、申立人は、申立期間①は35万円、申立期間②は26万円、申立期間③は59万7,000円、申立期間④は41万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、当該保険料を徴収す

る権利が時効により消滅した後の平成 24 年 7 月 25 日付けで、申立期間に係る賞与支払届を提出した旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年4月30日は42万8,000円、16年4月30日は59万6,000円、17年4月30日は102万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日
② 平成16年4月30日
③ 平成17年4月30日

私がA株式会社(現在は、B株式会社)に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与明細書のとおり賞与はもらっていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した特別賞与明細書により、申立人は、申立期間にA株式会社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとな

る。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において確認できる賞与額から、申立期間①は42万8,000円、申立期間②は59万6,000円とし、申立期間③に係る標準賞与額については、上記特別賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、102万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5104

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和43年9月1日から44年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和42年6月1日から同年10月1日まで
③ 昭和43年9月1日から44年10月1日まで
④ 昭和44年11月1日から同年12月1日まで
⑤ 昭和48年10月1日から同年11月1日まで

私がA社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が誤っているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、当該期間前である昭和42年9月の随時改定において5万6,000円、当該期間後である44年10月の定時決定において6万円と記録されているものの、当該期間中である43年においては随時改定及び定時決定のいずれも記録されていないことが確認できる。

一方、標準報酬月額の決定又は改定については、申立期間③当時の厚生年金保険法によると、被保険者が毎年8月1日現在に使用される事業所において同月前3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、その年の10月から翌年の9月までの標準報酬月額を決定する（既に定まっている標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて著しく高低を生じたとして、その年の8月から10月までの

いずれかの月から標準報酬月額が改定されている場合を除く。)とされているところ、上記被保険者名簿により申立期間③に被保険者記録が確認できる 814 人については、申立人を除いて昭和 43 年 9 月の随時改定又は同年 10 月の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、上記 814 人のうち 216 人の定時決定においては標準報酬月額の欄に「同」と記載されており、A社と同じ社会保険事務所が管轄する複数の事業所に係る被保険者名簿についても、A社の被保険者名簿と同様に、定時決定における標準報酬月額の欄に「同」と記載されていることが確認できるところ、日本年金機構は、「当時の資料が保管されていないため、申立人の昭和 43 年に係る標準報酬月額の記録が欠落している原因は不明であるが、定時決定を行うに当たり標準報酬月額の欄に何も記載しないということはないはずである。」と回答していることから判断すると、当時、A社を管轄する社会保険事務所は、定時決定における標準報酬月額を前年と同額で決定する場合については、「同」と記載する取扱いとしていたことがうかがわれ、申立人の 43 年における標準報酬月額について随時改定又は定時決定のいずれも記録されていないことは不自然である。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は昭和 42 年 9 月の随時改定において 5 万 6,000 円とされているところ、当該被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載された 46 人のうち申立期間③直前の標準報酬月額が申立人と同様に 5 万 6,000 円である 9 人は、同年 9 月の随時改定において 6 万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間③に係る標準報酬月額の記録を 6 万円に訂正することが必要である。

2 申立人は、国の標準報酬月額の記録が、B株式会社が保管する社会保険被保険者個人表の記録と相違していると申し立てているが、当該事業所は、「当該個人表に記載された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたかどうかは不明である。」と回答している上、当該個人表により報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない。

また、申立期間①については、上記被保険者名簿において、申立人は昭和 34 年 4 月 1 日付けで、C区に所在するA社で厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後、D区に所在するA社E部で厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、その際、標準報酬月額が 1 万 4,000 円から 1 万 2,000 円に減額されているところ、申立人と同様に同年 4 月 1 日付けで

当該各事業所において資格を喪失及び資格を取得している4人（申立人を除く。）のうち2人については申立人と同様に標準報酬月額が1等級下がっていることが確認でき、申立人の記録だけが不自然である事情はうかがえない。

さらに、申立期間②については、上記被保険者名簿において、申立人のほかに昭和42年6月の随時改定により標準報酬月額が減額されている者が多数確認できるところ、当該事業所は、「当時の労働組合に関する資料を確認したところ、昭和41年度までは夏季、秋季、年末及び年度末と年4回の賞与があったが、42年度から秋季賞与が廃止された。」と回答しており、申立期間②前後において報酬額の変更があったことがうかがえる。

加えて、申立期間④については、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は昭和44年11月に標準報酬月額の上限額が変更されたことにより7万2,000円に改定された後、申立期間④後の同年12月に随時改定が行われているところ、申立人と同じページに記載された10人についても、申立人と同様に、同年11月に上限額の変更による改定が行われた後、同年12月に随時改定が行われたことが記録されており、当該被保険者名簿に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間⑤については、上記被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額は13万4,000円と記録されているところ、当該額は申立期間⑤当時の標準報酬月額の上限額であることが確認でき、申立人が主張する標準報酬月額に記録を訂正することはできない。

このほか、申立期間①、②、④及び⑤において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実、これまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで
私の年金記録では、昭和38年12月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているが、申立期間の前後に業務の変更は無く、継続して勤務しており、給与からも申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたはずである。申立期間の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から、申立人は、申立期間において、A株式会社及びB株式会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、申立期間当時、申立人と一緒に働いていたが、営業所も勤務形態も何の変更もなく、1日の空きもなく勤務していた旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、A株式会社及びB株式会社に係る事業所別被保険者名簿によれば、両社に被保険者記録を有し、その被保険者期間が連続している複数の者が確認できることから、被保険者の資格取得日及び資格喪失日はいずれも各月の1日付けとなっていることから、申立人は、B株式会社において被保険者資格を取得する昭和39年1月1日まではA株式会社において被保険者資格を有していたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭

和 38 年 10 月の定時決定に係る事業所別被保険者名簿の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明と回答しているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和 39 年 1 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを 38 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 21 日から 47 年 4 月 16 日まで
② 昭和 48 年 4 月 3 日から 51 年 5 月 21 日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金制度そのものを知らなかったので、脱退手当金を請求するはずはなく、申立期間に係る脱退手当金が支給済みと記録されていることは納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び申立期間②の間のA株式会社（現在は、B株式会社）における被保険者期間、申立期間②から引き続くC株式会社（現在は、D株式会社）における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、支給の対象となっていないが、申立人が4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、支給の対象となっていない2回の被保険者期間のうち、脱退手当金の支給直前に当たるC株式会社の被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給の対象とされていない期間として存在することは、事務処理上不自然である。

さらに、申立期間②の事業所に係る被保険者名簿において申立人の健康保険整理番号の前後100番以内の者のうち受給要件を満たした女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格を喪失している被保険者16人の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が

ある者は申立人のみであり、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から平成2年2月まで

私の両親は、自営業で申立期間以前から国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたので、年金制度に対する理解及び保険料の納付意識が高く、私の国民年金については私が20歳になったときに私の母が加入手続きを行い、申立期間の保険料は私や私の両親が納付していた。私の弟は、20歳からの保険料が納付済みと記録されているのに、私の申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったときに、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は申立人及び申立人の両親が納付していたと主張している。

しかし、申立人の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達者の免除申請日及び第3号被保険者の該当処理日から、平成3年9月頃に行われたものと推認される上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年7月26日と記載されており、その資格記録は国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致し、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は申立期間において大学生であったと申述しており、申立期間当時、大学生は国民年金に任意加入の対象となっていたことから、申立人の加入手続きが行われたと推認される平成3年9月の時点から遡って申立期間に係る被保険者資格を取得することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 57 年 5 月までの期間及び同年 6 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 57 年 5 月まで
② 昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月まで

私は、妻の家族に国民年金の加入を勧められたため、昭和 57 年 11 月の結婚よりも前に、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。妻からは国民年金保険料は 2 年遡って納付できると聞いていたので、加入手続の際、2 年間分の納付書の送付を依頼し、その後、B 銀行で申立期間①に係る保険料を一括納付した。また、申立期間②に係る保険料は、加入手続以降に送付されてきた納付書により遅滞なく納付していたはずであり、申立期間①が未加入期間、申立期間②が未納期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 11 月の結婚よりも前に、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日及び申立人の年金手帳に記載された手帳交付日から、60 年 9 月頃に行われたものと推認されることから、申立人の主張と相違する。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 57 年 6 月 7 日と記載されているとともに、A 市の印が押されており、A 市における申立人の国民健康保険の資格取得日と同日であることを踏まえると、申立人は、上記加入手続の際、同年 6 月 7 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられる上、当該資格取得日は、オンライン記録とも一致し、申立期間①は国民年金に未加入の期間で

あり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、加入手続を行った昭和 60 年 9 月を基準にすると、申立期間②のうち、58 年 6 月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、オンラインシステムにおいて、申立人の氏名と類似する読み方も含めて氏名検索を行った結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。